

林政審議会施策部会での検討経過と主な意見等

～ 新たな森林管理システムを円滑に進めるための
国有林からの木材供給対策について ～

平成30年12月

1. 林政審議会施策部会での検討経過

平成30年 9月10日 林政審議会本審

- 本件について、施策部会において、集中的に林野庁の検討状況を聴取し、委員から出された意見を林政審議会本審に報告するよう、林野庁から依頼

平成30年11月13日 林政審議会施策部会

- 林野庁から制度の検討状況の説明聴取
- 検討を深めるため、更なる資料作成の依頼

平成30年11月26日 林政審議会施策部会

- 林野庁から追加資料の説明聴取
- 林野庁から法案作成に向けたとりまとめ案の説明聴取

2. 林政審議会施策部会で委員から出された主な意見等

項 目	主な意見等
総論	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度の一般会計化以降進めている「国民の森林」としての管理経営が変更されるものではない。 ○ 本制度は、林業経営者が長期的に安定した事業を確保できる政策である。 ○ 川下関係の民間事業者の中でも長期・安定的に施業できることは歓迎との意見がある。この仕組みを使って川下への供給を安定化してほしい。 ○ 一定規模の事業量があれば雇用が確保しやすく、本政策は担い手対策にもなるため、期待している。
権利の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物権的権利の内容、他の類似の権利との違い等について示してほしい。 ○ 権利設定の期間や規模など本スキームのモデルを示してほしい。 ○ 計画を認めた上で伐採させるということだが、違反した場合のペナルティは設けないのか。 ○ 権利の移転は可能か。 ○ 対価の支払いはどのようにするのか。
権利設定を受ける者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度が、投資目的・転売目的などで利用されないか気になる。 ○ 資金が潤沢な企業が権利を得てしまい、地域の森林組合や素材生産業者が圧迫されてしまうのではないか。 ○ 意欲と能力のある林業経営者の「能力」については、具体的にどのような能力を求めているのか。

項 目	主な意見等
川中・川下との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「民有林を圧迫しない者」とはどのような基準で判断するのか。 ○ 川中・川下とのサプライチェーンを作ることはよいことだが、実行段階での検証はどうするのか。
公益的機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利設定を受ける者には公益的機能の発揮について知識が必要ではないか。 ○ 公益的機能の維持が必要であり、きちんと守られているか国が監督すべき。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国有林材のうち、どの程度が今回の制度の対象となるのか。 ○ 今後のロードマップを示してほしい。 ○ 公平性、透明性の担保についてどのように考えているのか。PDCAサイクルを回す上で、外部の意見を聴きながら行うべき。 ○ 地域への影響が大きく、都道府県や市町村の意見を聴くべきではないか。 ○ サプライチェーンを作るための製材工場等の設備投資には、国からの支援が必要。